

げん減ちゃんのごみ分別相談所

～プラスチック製容器包装の分別編～



ごみ減量推進キャラクター「減ちゃん」

市民の方からも問い合わせの多い「プラスチック製容器包装」を今月号から特集します。第1回は、分別するときの基本的なポイントについてご紹介します。

ポイント①



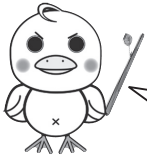
マークがあれば、「**プラスチック製容器包装の指定袋（緑のごみ袋）**」で出してください。

- ※判断するときは、この識別マークが基準になります。
- ※汚れているものは、残り水などでゆすいで乾かしてから指定袋に入れてください。どうしても汚れが落ちないものは、燃やすごみとして出してください。

ポイント②



マークが無い場合でも、『商品』を包んでいたビニールやプラスチック素材の包装類は、「**プラスチック製容器包装の指定袋**」で出してください。

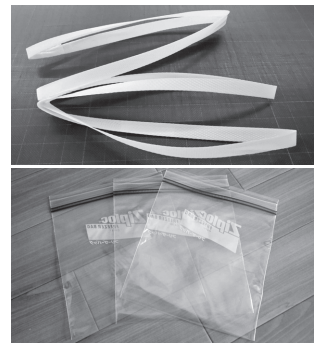


商品を包んでいたり、保護していたものが対象なんだね！

- ※『商品』を包んでいた包装類とは…「お菓子の外袋」「プリンやヨーグルトなどの容器」「シャンプーや油のボトル」「梱包用の発泡スチロール」などが該当します。

「対象品」

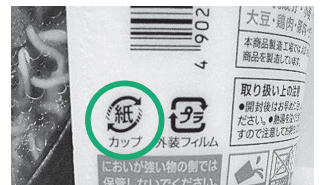
- ◆目薬の容器、錠剤のシート
- ◆卵のパック（多少のラベルやシールが残っていても大丈夫です）
- ◆緩衝材（家電製品などの梱包用の発泡スチロールや気泡緩衝材）
- ◆網・ネット類（玉ねぎやみかんなどの保護用ネット）
- ◆ペットボトルのキャップやラベル など



※PPバンドやフリーザーバッグは「容器包装」ではないため、燃やすごみになります！

「間違えやすいごみ」

- ◆硬質プラスチック製品類（マークのないもの） → 燃やすごみ
⇒スプーン、タッパ、CDやCDのケースなどは、容器包装には該当しないため対象外となります。
- ◆フリーザーバッグ → 燃やすごみ
⇒フリーザーバッグ自体が商品なので対象外となります。
- ◆PPバンドやビニールひも → 燃やすごみ
- ◆汚れの付着したもの（汚れの落ちないもの） → 燃やすごみ
- ◆ペットボトル（マークのあるもの） → 集積所の専用ネットへ
- ◆マークのあるカップ麺の容器 → 燃やすごみ



※カップ麺の容器は、紙マークのものも多いから注意が必要です！

集積所がきれいに保たれているのは、無記名の分別されてないごみ袋の片付けなどをしてくださる地域の衛生委員さんや当番さんたちの努力のおかげです。みんなが気持ちよく使えるように、分別や集積所の使い方についてもう一度確認して、適正な分別とごみの減量にご協力をお願いします。

▼問い合わせ先 生活環境課 ごみ減量推進係